

(平成24年8月22日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 142 件

厚生年金関係 142 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 22 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 19 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和35年1月22日）及び資格取得日（昭和35年3月7日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月22日から同年3月7日まで

私は、昭和30年にA社に入社し継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険に未加入となっている。

記録が漏れたのではないかと思いますので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、申立人は、昭和30年2月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、35年1月22日に同資格を喪失した後、同年3月7日に同社において再度、同資格を取得しており、同年1月22日から同年3月7日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記の被保険者名簿の記録では、同時期に同じ部署に勤務し、同じ業務に従事していた同僚は、いずれも年金記録が継続しており、申立期間前後の期間を含め、申立人のほかに未加入の記録がある者は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 35 年 1 月及び同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和51年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和50年4月にA社に入社し、平成11年6月に退職するまで継続して勤務した。

C支店から本社に転勤しただけにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、B社の回答及び当時の同僚の証言等から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当時の同僚の証言から、申立人は申立期間においてA社の本社で勤務していたことが認められることから、同社における資格取得日を昭和51年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月12日は25万4,000円、18年7月10日は26万円とすることが必要である。

なお、事業主が、上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月12日  
② 平成18年7月10日

A社から平成17年12月及び18年7月に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されている。しかし、当該賞与に係る記録が無いため、調査の上、記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び申立期間①に係る賞与の銀行振込明細票並びにB市から提出された申立人に係る平成17年給与支払報告書により、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳等において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成17年12月12日は25万4,000円、18年7月10日は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成24年6月5日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、申立期間のうち、申立期間⑭については、当該あっせんによらず、20年12月22日の標準賞与額の記録を26万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成 5 年 5 月まで  
② 平成 7 年 3 月から 21 年 8 月まで  
③ 平成 15 年 7 月 30 日  
④ 平成 15 年 12 月 16 日  
⑤ 平成 16 年 7 月 16 日  
⑥ 平成 16 年 12 月 10 日  
⑦ 平成 17 年 7 月 5 日  
⑧ 平成 17 年 12 月 21 日  
⑨ 平成 18 年 7 月 10 日  
⑩ 平成 18 年 12 月 21 日  
⑪ 平成 19 年 7 月 25 日  
⑫ 平成 19 年 12 月 21 日  
⑬ 平成 20 年 7 月 20 日  
⑭ 平成 20 年 12 月 22 日  
⑮ 平成 21 年 7 月 31 日

私は、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に支給された給与及び申立期間③から⑮までに支給された賞与に係る給与明細書等を大部分所持しているが、当該給与明細書等に記載されている厚生年金保険料控除額は、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料額より多くなっているため、調査の上、記録を訂

正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②における標準報酬月額に係る記録については、申立人から提出された給与明細書から申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は申立期間に係る保険料納付義務を履行していないとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、総務大臣から平成24年6月5日付けで年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、前回訂正が不要とされた一部の申立期間について、事実関係を誤認し、オンライン記録により確認できる標準賞与額が、申立人から提出された賞与明細書に記載されている賞与額又は厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準賞与額の低い方の額より低いことが確認された。

このため、改めて特例法に基づく認定方法により当該事案を再審議した結果、申立期間のうち、申立期間④については、当該あっせんによらず、申立人の平成20年12月22日に係る標準賞与額の記録を、申立人から提出された賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、26万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時、誤った届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

私は、A社本社で新人研修を受けた後、昭和40年7月20日に同社C営業所へ異動となり、42年3月まで同営業所で継続して勤務していた。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したD社（B社の関連会社）発行の申立人に係る経歴証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和40年7月20日に同社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 広島厚生年金 事案 2544～2635（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年8月1日から同年9月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間について、年金記録上の標準報酬月額が、給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されているので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、B社が保管するA社に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出書を社会保険事務所（当時）に対し提出していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 92 件（別添一覧表参照）

【別添一覧表】

番号	氏名	基礎年金 番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間 及び標準報酬月額
広島 事案 2544	女		昭和 54 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (26 万円)
広島 事案 2545	女		昭和 51 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (26 万円)
広島 事案 2546	女		昭和 54 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2547	男		昭和 49 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (34 万円)
広島 事案 2548	男		昭和 53 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (32 万円)
広島 事案 2549	男		昭和 46 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (36 万円)
広島 事案 2550	男		昭和 46 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (44 万円)
広島 事案 2551	女		昭和 54 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2552	男		昭和 47 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (47 万円)
広島 事案 2553	男		昭和 52 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2554	男		昭和 49 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (34 万円)
広島 事案 2555	男		昭和 51 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)

広島 事案 2556	男		昭和 47 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (38 万円)
広島 事案 2557	男		昭和 24 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (26 万円)
広島 事案 2558	男		昭和 54 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (28 万円)
広島 事案 2559	男		昭和 47 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (36 万円)
広島 事案 2560	女		昭和 52 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (28 万円)
広島 事案 2561	男		昭和 52 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (36 万円)
広島 事案 2562	男		昭和 51 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (32 万円)
広島 事案 2563	男		昭和 46 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2564	男		昭和 47 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (38 万円)
広島 事案 2565	女		昭和 51 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (28 万円)
広島 事案 2566	男		昭和 47 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (36 万円)
広島 事案 2567	男		昭和 55 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (34 万円)

広島 事案 2568	男		昭和 45 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (50 万円)
広島 事案 2569	男		昭和 54 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (28 万円)
広島 事案 2570	男		昭和 44 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (44 万円)
広島 事案 2571	男		昭和 47 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2572	男		昭和 47 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2573	男		昭和 54 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (36 万円)
広島 事案 2574	男		昭和 51 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (34 万円)
広島 事案 2575	男		昭和 51 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (34 万円)
広島 事案 2576	男		昭和 37 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (38 万円)
広島 事案 2577	男		昭和 48 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2578	男		昭和 52 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (34 万円)
広島 事案 2579	男		昭和 40 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (38 万円)

広島 事案 2580	男		昭和 46 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (44 万円)
広島 事案 2581	男		昭和 49 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (41 万円)
広島 事案 2582	女		昭和 52 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (32 万円)
広島 事案 2583	男		昭和 45 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (32 万円)
広島 事案 2584	男		昭和 46 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (34 万円)
広島 事案 2585	男		昭和 45 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (38 万円)
広島 事案 2586	男		昭和 48 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2587	男		昭和 47 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (32 万円)
広島 事案 2588	女		昭和 53 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2589	男		昭和 51 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2590	男		昭和 46 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (36 万円)
広島 事案 2591	男		昭和 22 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)

広島 事案 2592	男		昭和 47 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (44 万円)
広島 事案 2593	男		昭和 50 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (41 万円)
広島 事案 2594	男		昭和 53 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2595	男		昭和 46 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2596	男		昭和 47 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (34 万円)
広島 事案 2597	男		昭和 41 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (28 万円)
広島 事案 2598	男		昭和 24 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (26 万円)
広島 事案 2599	男		昭和 45 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (56 万円)
広島 事案 2600	男		昭和 46 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (47 万円)
広島 事案 2601	男		昭和 45 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (41 万円)
広島 事案 2602	男		昭和 42 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (50 万円)
広島 事案 2603	女		昭和 54 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)

広島 事案 2604	男		昭和 49 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (32 万円)
広島 事案 2605	女		昭和 52 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (32 万円)
広島 事案 2606	女		昭和 53 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2607	男		昭和 42 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (50 万円)
広島 事案 2608	男		昭和 46 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (38 万円)
広島 事案 2609	男		昭和 49 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (36 万円)
広島 事案 2610	男		昭和 46 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (44 万円)
広島 事案 2611	女		昭和 55 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (26 万円)
広島 事案 2612	男		昭和 49 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (41 万円)
広島 事案 2613	男		昭和 50 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (44 万円)
広島 事案 2614	男		昭和 54 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2615	男		昭和 46 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (47 万円)

広島 事案 2616	男		昭和 45 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (41 万円)
広島 事案 2617	男		昭和 47 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (34 万円)
広島 事案 2618	男		昭和 51 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (38 万円)
広島 事案 2619	男		昭和 38 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (36 万円)
広島 事案 2620	男		昭和 47 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (34 万円)
広島 事案 2621	男		昭和 56 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2622	男		昭和 47 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (36 万円)
広島 事案 2623	男		昭和 50 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (32 万円)
広島 事案 2624	男		昭和 53 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (28 万円)
広島 事案 2625	男		昭和 53 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (36 万円)
広島 事案 2626	男		昭和 53 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (34 万円)
広島 事案 2627	男		昭和 52 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)

広島 事案 2628	女		昭和 54 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2629	男		昭和 55 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (32 万円)
広島 事案 2630	男		昭和 55 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (32 万円)
広島 事案 2631	男		昭和 38 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (32 万円)
広島 事案 2632	女		昭和 53 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (32 万円)
広島 事案 2633	男		昭和 54 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2634	男		昭和 53 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (32 万円)
広島 事案 2635	男		昭和 45 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (34 万円)

広島厚生年金 事案 2636～2639（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年8月1日から同年10月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間について、年金記録上の標準報酬月額が、給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、B社が保管するA社及びC社に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出書を社会保険事務所（当時）に対し提出していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件4件（別添一覧表参照）

【別添資一覧表】
----------

番号	氏名	基礎年金 番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な 期間及び標準報酬月額
広島 事案 2636	男		昭和 54 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 10 月 1 日 (32 万円)
広島 事案 2637	男		昭和 54 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 10 月 1 日 (36 万円)
広島 事案 2638	男		昭和 51 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 10 月 1 日 (36 万円)
広島 事案 2639	女		昭和 53 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 10 月 1 日 (32 万円)

## 広島厚生年金 事案 2640～2645（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成16年8月を<標準報酬月額>（別添一覧表参照）、同年9月を<標準報酬月額>（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年8月1日から同年10月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間について、年金記録上の標準報酬月額が、給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されているので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、B社が保管するA社及びC社に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成16年8月は<標準報酬月額>（別添一覧表参照）、同年9月は<標準報酬月額>（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出書を社会保険事務所（当時）に対し提出していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件6件（別添一覧表参照）

【別添一覧表】

番号	氏名	基礎年金 番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な 期間及び標準報酬月額
広島 事案 2640	男		昭和 44 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 10 月 1 日 平成 16 年 8 月 (50 万円) 平成 16 年 9 月 (53 万円)
広島 事案 2641	男		昭和 51 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 10 月 1 日 平成 16 年 8 月 (32 万円) 平成 16 年 9 月 (38 万円)
広島 事案 2642	男		昭和 50 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 10 月 1 日 平成 16 年 8 月 (36 万円) 平成 16 年 9 月 (38 万円)
広島 事案 2643	男		昭和 38 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 10 月 1 日 平成 16 年 8 月 (53 万円) 平成 16 年 9 月 (47 万円)
広島 事案 2644	男		昭和 53 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 10 月 1 日 平成 16 年 8 月 (28 万円) 平成 16 年 9 月 (30 万円)

広島 事案 2645	男		昭和 52 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 10 月 1 日 (平成 16 年 8 月 (36 万円) 平成 16 年 9 月 (38 万円))
---------------	---	--	----------	--	---

## 広島厚生年金 事案 2646～2680（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成16年8月を〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年8月1日から同年10月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間について、年金記録上の標準報酬月額が、給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されているので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社が保管するA社及びC社に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成16年8月は〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成16年9月については、オンライン記録上の標準報酬月額が、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額と同額又は高いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、

あっせんは行わない。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出書を社会保険事務所（当時）に対し提出していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 35 件（別添一覧表参照）

【別添一覧表】

番号	氏名	基礎年金 番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な 期間及び標準報酬月額
広島 事案 2646	女		昭和 52 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2647	男		昭和 55 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (34 万円)
広島 事案 2648	男		昭和 57 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2649	男		昭和 48 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2650	男		昭和 53 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (32 万円)
広島 事案 2651	男		昭和 45 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (47 万円)
広島 事案 2652	女		昭和 46 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (38 万円)
広島 事案 2653	男		昭和 45 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (41 万円)
広島 事案 2654	男		昭和 47 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (34 万円)
広島 事案 2655	男		昭和 43 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2656	女		昭和 50 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (28 万円)

広島 事案 2657	男		昭和 45 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (50 万円)
広島 事案 2658	男		昭和 52 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2659	男		昭和 43 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (53 万円)
広島 事案 2660	男		昭和 47 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (32 万円)
広島 事案 2661	男		昭和 52 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (32 万円)
広島 事案 2662	男		昭和 40 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (62 万円)
広島 事案 2663	男		昭和 51 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (36 万円)
広島 事案 2664	男		昭和 48 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (41 万円)
広島 事案 2665	男		昭和 55 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2666	女		昭和 55 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2667	女		昭和 45 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (18 万円)
広島 事案 2668	男		昭和 53 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (34 万円)

広島 事案 2669	男		昭和 48 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (36 万円)
広島 事案 2670	男		昭和 51 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (36 万円)
広島 事案 2671	男		昭和 43 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (47 万円)
広島 事案 2672	男		昭和 45 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (50 万円)
広島 事案 2673	女		昭和 53 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2674	男		昭和 56 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2675	男		昭和 51 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (32 万円)
広島 事案 2676	男		昭和 55 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2677	男		昭和 50 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (34 万円)
広島 事案 2678	女		昭和 53 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (30 万円)
広島 事案 2679	男		昭和 49 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (44 万円)
広島 事案 2680	男		昭和 52 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日 (36 万円)

## 第1 委員会の結論

申立人の平成22年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年2月

私は、平成21年12月に会社を退職後、国民年金への切替手続きを行い、22年1月の国民年金保険料と合わせて申立期間の国民年金保険料をA市内のコンビニエンスストアで納付したが、年金事務所の記録では未納となっているので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成22年1月の国民年金保険料と合わせて申立期間の国民年金保険料をA市内のコンビニエンスストアで納付したと主張しており、このことから申立期間の保険料の納付日は、同年1月の保険料の納付日と同じ同年2月24日となる。

しかしながら、コンビニエンスストアで国民年金保険料を納付する際に読み込まれるバーコード情報を手掛かりに、日本年金機構本部において、コンビニエンスストアで納付された国民年金保険料の収納データの中に申立人の申立期間の保険料に係る収納データがあるかどうかを調査したが、同本部からは、「収納データの中には、申立人の申立期間の保険料の収納データは無い。」との回答があった。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料と合わせて納付したとする平成22年1月の国民年金保険料は、B金融機関C事業所に保管されている領収済通知書により、同年2月24日にD郵便局で納付されていることが確認できるが、同事業所は、「領収日が同年2月24日から同年2月末までとなっている全ての領収済通知書を調査したが、申立人の申立期間の領収済通知書は見当たらなかった。」と回答している。

さらに、E県内に本店のある金融機関で国民年金保険料が納付されると、領

収済通知書はF年金事務所で保管されることとなっていることから、同事務所に対しても申立人の申立期間の領収済通知書の保管状況を照会したところ、「領収日が平成22年2月24日となっている全ての領収済通知書を調査したが、申立人の申立期間の領収済通知書は見当たらなかった。」との回答があった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から11年3月まで

私は、県道用地として自分の土地を売却し、収入を得たことから、平成11年3月にA市役所内にあるB銀行の出張所で申請免除期間であった申立期間の国民年金保険料を一括して追納したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間が申請免除期間のままとされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C県D事務所の回答により、平成11年3月に土地代金等が申立人に支払われていることが確認できることから、当時、申立人が申立期間の国民年金保険料を一括して追納するだけの資力を有していたことがうかがえる。

しかしながら、A市は、「市役所内にあるB銀行の出張所では、申請免除期間の国民年金保険料を追納することができないので、同銀行A支店で納付するように案内していた。」としていることから、同市役所内の金融機関では申立期間の保険料は納付することはできない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料を納付した際の納付書は、複写式ではなく、横幅が約30センチメートル、色は黄色であった。」と主張しているところ、申請免除期間の保険料を追納する際に使用されていた納付書は、複写式で大きさ、色とも申立人が記憶する納付書とは異なっている。

さらに、国民年金法第94条第1項において、申請免除期間に係る国民年金保険料の追納は、追納の申出が承認された日の属する月前10年以内の期間に係るものに限るとされていることから、平成11年3月の時点では、申立期間のうち、同年3月の保険料を追納することはできない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から51年4月まで

私は、母親から私が結婚するまでの国民年金保険料を納付していたとの話を聞いたので、市役所で年金手帳に申立期間の記録を付け加えてもらった。そのとき、申立期間の保険料が未納であるとの話は聞いていない。また、昭和49年2月当時の別の年金番号があることも考えられるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る加入記録は、平成10年9月14日に追加されたことが確認できることから、この頃に、申立人の申出により市役所で申立人の年金手帳に申立期間の加入記録が追加され、これを受けて、社会保険事務所（当時）でも、申立期間に係る加入記録が追加されたものと推認され、当該入力時点まで、申立期間は未加入期間であり、申立人の母親は申立期間に係る保険料を納付することができなかったものと考えられる。

なお、当該追加記録は、申立人に別の国民年金手帳記号番号に係る年金記録が判明し、その記録を統合したのではなく、この時点まで未加入期間であった、申立人の20歳到達時から婚姻までの期間について、本来強制加入被保険者として加入する期間であることから、加入期間（保険料は、未納）として追加されたものと考えられる。

また、申立人は、昭和49年2月当時の別の国民年金手帳記号番号があるかもしれないとしているところ、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、同年2月及びその前後の時期に、申立人が当時居住していたとするA市において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていないかを確認したが、申立人の名前は見当たらない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び

オンライン記録による氏名検索を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親からは供述が得られず、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月頃から 38 年 10 月頃まで  
② 昭和 38 年 10 月頃から 39 年 2 月頃まで

私は、申立期間①においてA市でB社に勤務しており、申立期間②において同市でD社に勤務していた。

しかし、年金記録では、未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人はA市でB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A市内に所在するB社と称する厚生年金保険の適用事業所は見当たらず、同市内に所在する同事業所名と類似するC社が確認できるものの、同社の所在地は、申立人が勤務していたと記憶する地名とは地理的に隔たっており、申立事業所を特定することができない。

また、申立人は、事業主の氏名等を覚えておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

なお、C社の役員及び申立期間①当時の元従業員二人は、「申立人が勤務していたと記憶する地名の地域に事業所が存在したことはない。」「申立人を知らない。」と回答しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は見当たらず、同名簿の申立期間①及び前後の期間の記録に欠番は無い。また、同社は、「申立期間①当時の資料が見当たらないため、当時の事情については分からない。」と回答している上、申立人は、「当時の給与について確認できる資料は残っていない。」としており、申立人の

申立期間①に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人はA市でD社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A市内に所在するD社と称する厚生年金保険の適用事業所は見当たらず、同市内に所在する同事業所名と類似するE社が確認できるものの、オンライン記録によると、申立期間②当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、同社の元取締役は、「以前、当時の経営者からその時代は、厚生年金保険に加入しておらず、従業員は全てアルバイトだったと聞いたことがある。」と回答している。

また、上記の元取締役は、「申立期間②当時の資料は残っていないため、申立人に係る事情については分からない。」と回答している上、申立人は、「当時の給与について確認できる資料は残っていない。」としており、申立人の申立期間②に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 そのほか、申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月28日まで

私は、女学校在学中に女子挺身隊員として動員され、終戦で徴用解除になるまで、A社B工場で勤務していた。

年金記録を確認した際、同社における勤務期間は、脱退手当金が支給された記録になっていたが、受給した記憶は無く、納得がいかないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことがうかがわれる記載が見られるとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額は、法定支給額とほぼ一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和20年8月28日）と同日に資格を喪失した者54人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、38人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、当該支給記録がある者には支給日が同日となっている者が複数確認できることから、当該事業所が取りまとめて処理を行っていたことがうかがわれるなど、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人に照会しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 2681～2692（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年8月1日から同年9月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間について、年金記録上の標準報酬月額が、給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されているので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

しかしながら、オンライン記録上の申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、B社が保管するA社に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額と同額又は高いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 12 件（別添一覧表参照）

【別添一覧表】
---------

番号	氏名	基礎年金 番号	生年月日	住所	申立期間
広島 事案 2681	男		昭和 48 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日
広島 事案 2682	男		昭和 47 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日
広島 事案 2683	男		昭和 44 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日
広島 事案 2684	男		昭和 48 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日
広島 事案 2685	男		昭和 53 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日
広島 事案 2686	男		昭和 51 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日
広島 事案 2687	男		昭和 48 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日
広島 事案 2688	男		昭和 53 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日
広島 事案 2689	男		昭和 40 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日
広島 事案 2690	女		昭和 54 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日
広島 事案 2691	男		昭和 54 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日
広島 事案 2692	男		昭和 39 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 9 月 1 日

広島厚生年金 事案 2693～2695（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年8月1日から同年10月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間について、年金記録上の標準報酬月額が、給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

しかしながら、オンライン記録上の申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、B社が保管するA社及びC社に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額と同額又は高いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

（注） 同一事業主に係る同種の案件3件（別添一覧表参照）

【別添資料一覧】

番号	氏名	基礎年金 番号	生年月日	住所	申立期間
広島 事案 2693	男		昭和 55 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 10 月 1 日
広島 事案 2694	女		昭和 39 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 10 月 1 日
広島 事案 2695	男		昭和 49 年生		平成 16 年 8 月 1 日～ 同年 10 月 1 日

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 5 日から 39 年 8 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）の元事業主から入社を勧められ、昭和 36 年 7 月頃に入社し、41 年 2 月頃まで継続して勤務していた。

しかし、年金事務所の記録では、入社当初の約 3 年間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述から、申立人は、勤務期間の特定はできないものの、申立期間当時、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に入社を勧めたとする元事業主は既に死亡しており、B社は、申立人の勤務実態及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、「資料が残っていないので、不明である。」と回答している上、上記同僚を含む同僚 5 人からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記 5 人の同僚のうち 1 人は、「当該事業所は、勤務状況を見てから厚生年金保険に加入させるか否かを判断していたようである。」と供述し、別の同僚も、「入社日と厚生年金保険への加入日との間に数年の差があると思う。」と供述していることから、当該事業所では従業員を入社してすぐに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録を確認すると、申立人は被保険者の資格を昭和 39 年 8 月 1 日に取得し、41 年 2 月 4 日に喪失しており、この記録はオンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料を保管していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月 7 日から 24 年頃まで

私のA社での厚生年金保険の加入記録は、昭和 20 年 8 月 7 日に被保険者資格を喪失したことになるが、私は、学校卒業後すぐに同社に就職し、24 年頃まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者資格を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業所記号索引簿によると、申立事業所は、昭和 20 年 8 月 7 日に全喪し、申立期間において適用事業所でなくなっている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における資格喪失日及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格喪失日は、いずれも同日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、昭和 20 年 8 月 6 日時点で被保険者として確認できる申立人を含む 40 人全員が、翌日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立事業所の商業登記簿が見当たらないことから、事業主等に聴取することはできず、当時の同僚からも、申立人の申立期間における勤務状況等について確認できる証言を得ることができないことから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び保険料控除の状況については不明である。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。